

平成30年度前橋市猫の去勢・不妊手術費補助事業の手引き

1 補助の対象

(1) 対象となる方

次に掲げる要件の全てに該当する個人とし、補助金交付は1世帯につき3匹を限度とします。

- 市内に住民登録があり、その住所地に居住している者。
- 市内において、猫(営利を目的として飼育している猫を除く。)を飼育管理している者又は所有者の判明しない猫を、責任を持って世話している者。

(2) 対象となる事業

平成30年4月1日以降に、獣医師(獣医師法第3条に規定する免許を有する者)が行った猫の去勢・不妊手術(手術完了日から3か月以内のもの)

(3) 対象となる経費

獣医師が行う猫の去勢・不妊手術に要する費用

2 受付期間

平成30年4月2日(月)から平成31年3月29日(金)まで

ただし、期間内であっても予算額に達した時点で受付を終了します。

(年度内でも補助が受けられない場合があります。)

3 補助金額

猫の去勢・不妊手術に要した費用の一部として次に掲げる額を限度とし、予算の範囲内で補助します。

ただし、手術に要した費用が限度額を下回る場合は当該要した金額とします。

去勢手術	1匹につき 3,000円
不妊手術	1匹につき 5,000円

4 申請時の注意点について

- 複数の補助金交付申請をする場合には、頭数分の申請書兼実績報告書が必要になります。
- 補助金の申請者・住所などについては必ず申請者が記入して押印してください。
- 申請書兼実績報告書、請求書への押印は、同じ印鑑を使用してください。(スタンプは不可)
- 記載の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、その上に申請書使用の印鑑を押印してください。
※適正な訂正が行われていない場合には、再度書類の作成をお願いしますのでご注意ください。
- 郵送による書類提出は受付できません。市保健所衛生検査課窓口_に直接提出してください。

5 申請方法と流れ

手術

獣医師から領収書を発行してもらってください。

※平成30年4月1日以降に手術を実施したものが対象になります

(複数匹申請の場合は1匹ごとに領収書を発行してもらってください)

以下の8点が記載されていれば結構です。

※手術が完了した日から3か月以内

- ① 申請者の氏名(フルネームで)
- ② 手術費
- ③ 手術の対象が猫であることの記載
- ④ 去勢または不妊手術の別
- ⑤ 「領収しました」という文言
- ⑥ 日付
- ⑦ 動物病院名と院長名
- ⑧ 領収印(病院印または院長の個人印)

●領収書 参考例

～領収書～		
【申請者氏名】様		
金	〇〇〇〇〇 円	
ただし、猫の	{ 去勢 不妊 }	手術費として
上記正に領収いたしました。		
平成××年△月□日		〇〇動物病院 院長 赤城太郎 ㊟

※記載漏れがあると、補助金が交付できないことがありますのでご注意ください

申請

手術が完了した日(猫の去勢・不妊手術を行い、その手術に要した費用を支払った日)から3か月以内(手術完了日が平成31年1月1日以降の場合は、平成31年3月29日まで)に、衛生検査課窓口で「交付申請書兼実績報告書」に必要事項を記入、押印の上、提出してください。(郵送による書類提出は受付できません)

●申請に必要なもの

- ① 印鑑(認印でかまいませんが、スタンプは不可)
- ② 領収書(原本)
- ③ 申請者名義の通帳(補助金を振り込むにあたっての申請者名義の口座情報)

決定通知

「交付申請書兼実績報告書」が提出されたら市が審査し、補助金交付の可否を決定し、受理した日から30日以内に通知します。

交付金振込

補助金の交付決定日から30日以内に補助金を振り込みます。

●問い合わせ先●

前橋市保健所 衛生検査課 生活衛生係 027-220-5777